

新たな営業許可・届出の手続きが必要です！

食品衛生法が改正され、令和3年6月1日から新たに「営業許可制度」及び「営業届出制度」が始まります。熊本県特定食品衛生条例廃止に伴う、許可の切り替え手続きの大切なお知らせです。



このパンフレットは、熊本県特定食品衛生条例に基づく

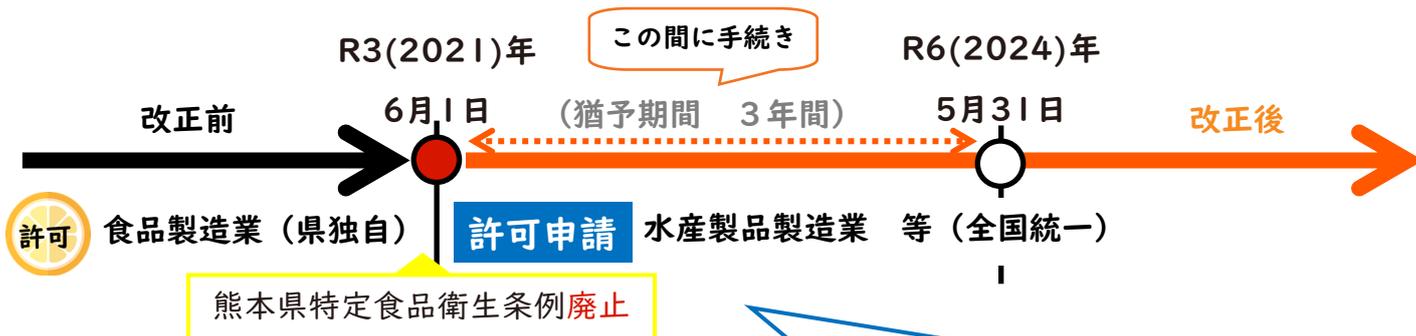
**食品製造業（食肉等加工食品）・（水産加工食品）・（粉末食品等）の
営業許可**を持つ施設を対象に作成しています。

上記施設は食品衛生法改正により **許可申請** または **届出** の手続きが必要です

※ **ご自身の営業施設が改正法において 許可申請 と 届出 のどちらに
該当するか、裏面以降もご確認ください。**

・今後の流れ

【法改正後 **許可申請** になる施設】



1. 今の許可はどうなるの？

- ・熊本県独自の許可は令和3年5月31日で廃止されます。
- ・ただし、3年間の猶予期間があるため、許可の期限にかかわらず令和6年5月31日まで営業できます。

2. 法改正後はどうなるの？

- ・製造するものがどんな許可になるのかを確認し、**許可申請**が必要です。
- ・**令和6年5月31日までに手続き**をしてください。

3. どんな手続きをすればいいの？

→別紙「[食品衛生申請等システムの利用方法](#)」へ



※窓口での手続きも可能です。あらかじめパソコン等でアカウントを取得したうえでの来所をおすすめします。

POINT 施設基準も改正されます！

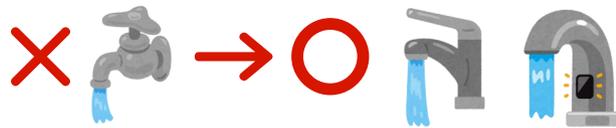
施設基準 変更点のポイント

手洗い設備は手指で触れることなく開閉できる蛇口が必要です！

例：レバー式の蛇口

足踏みペダル式の蛇口

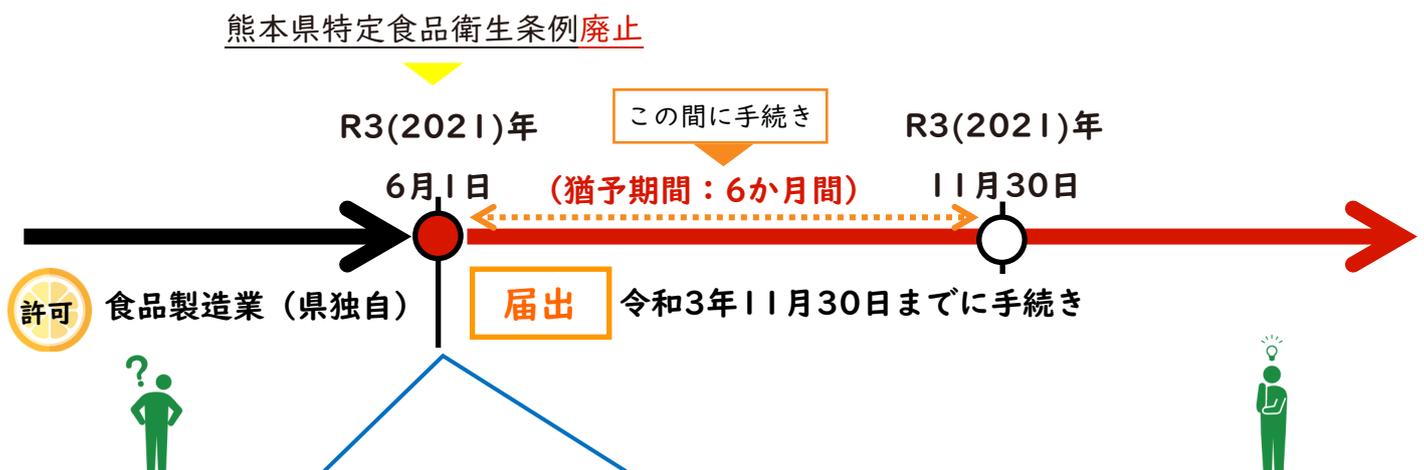
センサー式の蛇口 等



※施設調査までに手洗い設備の確認、変更をお願いします

【法改正後 届出 になる施設】

・今後の流れ



1. 今の許可はどうなるの？

- ・熊本県独自の許可は令和3年5月31日で廃止されます。
- ・ただし、6か月間の猶予期間があるため、許可の期限にかかわらず
- ・令和3年11月30日まで営業できます。

2. 法改正後はどうなるの？

- ・令和3年11月30日までに届出手続きが必要です。

3. どんな手続きをすればいいの？

→別紙「[食品衛生申請等システムの利用方法](#)」へ

【オンライン】
アカウント取得

【オンライン等※】
申請情報登録

保健所からの受付確認の
メールを受信

※窓口での手続きも可能です。

あらかじめパソコン等でアカウントを取得したうえでの来所をおすすめします。

【何の営業許可・届出の手続きをしたらいいの？】

旧許可	製造する食品	営業許可/ 届出の種類	定義、例など
食肉加工食品	獣畜の内臓及び豚足を焼き、蒸し、揚げ、又はゆがいた食品 	許可申請 そうざい製造業	通常副食物とされる煮物、焼物、揚げ物、蒸し物、酢の物、あえ物又はこれらの食品と米飯その他の通常主食を組み合わせた食品を製造する営業。 ※食べる前に最終的な調理が必要なそうざいの半製品を含む。
	塩辛、うるか、塩うに、たらこ、みりんぼし、尾羽鯨、ゆでだこ、うなぎの素焼き、いか、たこ、小魚を味付け、燻製した食品	許可申請 水産製品製造業 	魚介類その他の水産動物※や、その卵を主原料とする食品やそうざいを製造する営業。 ※水産動物とは魚介類（魚、貝類、いか、たこ等）よりも広い観念で、クジラ、カエル、カメなども含む。
	魚介類を塩づけ、みそづけ、醤油づけ、かすづけした食品		
水産加工食品	ところてん、のり、こんぶ、わかめを味付け、燻製した食品	届出 海藻製造・加工業	海藻を原料として海藻加工品（寒天を含む。）を製造、加工する営業。
	粉末ジュース、粉末ココア	届出 その他の食料品製造・加工業	他に分類されない各種食料品の製造又は加工する営業。
粉末食品等	粉末コーヒー 	届出 コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	コーヒー生豆を焙煎、粉碎して荒びきコーヒー又はインスタントコーヒーを製造又は加工する営業。
	ロイヤルゼリー、クロレラ、にんにく、にんじんを原料として剤型した食品	届出 いわゆる健康食品の製造・加工業 	いわゆる健康食品を製造又は加工する営業をいう。

許可申請 は保健所窓口で申請手数料の支払いが必要です

現行の許可では、このような許可証を持つ方が対象です。

↓ 現在の営業許可証を見てご確認ください！

指令（食保）第0000号

営業許可証

住所 熊本市中央区〇〇
氏名 熊本 太郎

令和3年5月31日付け申請の営業は、熊本県特定食品衛生条例第3条の規定により、下記のとおり許可します。

令和3年5月31日
熊本市保健所長
熊本 太郎
記

1 営業所所在地 熊本市東区〇〇

2 名称・屋号 熊本漬物屋
又は商号

3 営業の種類 **食品製造業**（食肉等加工食品）

4 許可条件
(1)有効期間は
(年月日) 令和3年5月31日から令和8年5月31日まで

(2)その他

(告示)

1 この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本市を被告として（訴訟において熊本市を代表するものは熊本市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。）。

① 熊本県特定食品衛生条例
第3条の許可

② 食品製造業のうち
次のどれかに該当

- ・（食肉等加工食品）
- ・（水産加工食品）
- ・（粉末食品等）

③ 有効期限が平成33年
（令和3年）5月31日以降の
もの

【すでに営業を廃業している場合】

「廃止届」を 令和3年5月31日までに保健所に提出してください。

※営業許可証添付が必要です。

熊本市保健所食品保健課

TEL:096-364-3188 mail:shokuhinhoken@city.kumamoto.lg.jp